



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 7 日 (金)
第 7 9 7 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (116) (障害福祉課) 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出に対する意見書の提出 (2件) (117・118) (経済政策課) 2 県営土地改良事業計画の変更 (2件) (119・120) (耕地課) 4 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (121) (〃) 5 保安林の指定施業要件の変更予定 (2件) (122・123) (森林保全課) 5 土地収用法による事業の認定 (124) (県土総務課) 8 指定居宅サービス事業者の指定 (125) (東部総合事務所福祉保健局) 10 指定介護予防サービス事業者の指定 (126) (〃) 10 指定居宅サービス事業者の廃止 (127) (〃) 11 指定介護予防サービス事業者の廃止 (128) (〃) 11 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (129) (中部総合事務所県民局) 11 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (130) (西部総合事務所県民局) 12 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (131) (西部総合事務所福祉保健局) 12
-------	--

告 示

鳥取県告示第 116 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第 69 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
岩美町長 榎本 武利	岩美郡岩美町 大字浦富 675-2	岩美町国民健康 保険岩美病院	岩美郡岩美町大 字浦富 1029-2	育成医療 更生医療	平成 20 年 3 月 1 日
長谷川 千鳥	米子市富益町 4340	長谷川薬局	米子市夜見町 3023-29	〃	〃
岸岡 素子	米子市両三柳 2514	岸岡薬局	米子市両三柳 2514	育成医療 更生医療 精神通院医療	〃
田中薬局有限会 社 代表取締役 田中 一臣	倉吉市清谷 1 -215	田中薬局松崎店	東伯郡湯梨浜町 大字龍島 486	〃	〃

鳥取県告示第 117 号

平成 19 年鳥取県告示第 987 号（大規模小売店舗の変更事項の届出について）により告示したジャスコ日吉津ショッピングセンターイーストコートに係る大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出について、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見を提出した市町村
日吉津村
- 2 意見の概要
 - (1) 騒音の防止について
 - ア 荷さばき施設及び作業に係る騒音の発生防止に努めること。
 - イ 空調機器等の室外機及び排気口からの騒音の発生防止に努めること。
 - ウ 夜間の場内における暴走行為による騒音が発生しないよう対策を行うこと。
 - (2) 交通対策について
 - ア 周辺道路に案内表示を設置するなど、交通渋滞について適切な対応を行うこと。また、駐車場出入口に警備員を配置するなど、駐車場出入口付近の交通渋滞の防止及び緩和に努めること。

イ 荷さばき時間帯を厳守するとともに、荷さばきのために搬出入車両が周辺道路に待機しないようにすること。

ウ 出入口に接する周辺道路の歩道等の通路については、歩行者の通行利便性及び安全性を確保すること。
特に通学路となっている村道役場線の歩道等については十分な配慮を行うこと。

エ 駐車場出入口の植栽について適切な維持管理を行い、視距を十分確保すること。

オ 店舗増床に伴い交通量の増加が見込まれるため、県道日吉津伯耆大山停車場線の国道 431 号交差点から村道温泉線までの区間を駐停車禁止にさせていただきたいこと。

(3) 廃棄物等の処理について

ア 廃棄物の減量化と再資源化に一層努めること。

イ 廃棄物の適正な管理に努めること。

ウ 資源物（発泡トレイ、ペットボトルほか）等の店頭回収を積極的に行うこと。

(4) 防犯対策について

青少年健全育成の観点から、夜間のゲームセンターや駐車場などがたまり場にならないよう適切な指導体制に配慮すること。

(5) 街並みづくり等への配慮等について

ア 障害者用の駐車場に監視員を配置するなど、障害者の利用に支障のないように配慮すること。

イ 高齢者等に利用しやすい店舗設計、サービスに配慮すること。

ウ 環境にやさしい店舗経営など、企業として公益性の向上に努められたい。

3 縦覧に供する期間

平成 20 年 3 月 7 日から 1 月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部経済政策課

米子市糺町一丁目 160

鳥取県西部総合事務所県民局

西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15

日吉津村地域振興課

鳥取県告示第 118 号

平成 19 年鳥取県告示第 946 号（大規模小売店舗の変更事項の届出について）により告示したジャスコ日吉津ショッピングセンターイーストコートに係る大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出について、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見を提出した市町村

日吉津村

2 意見の概要

変更した事項は、大規模小売店舗を設置するものの代表者の氏名のため、異議ありません。

3 縦覧に供する期間

平成 20 年 3 月 7 日から 1 月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目 220
鳥取県商工労働部経済政策課
米子市糺町一丁目 160
鳥取県西部総合事務所県民局
西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15
日吉津村地域振興課

鳥取県告示第 119 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業船郡地区農業用排水施設、農道整備、区画整理、暗渠排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成20年3月7日から同月27日まで
- 3 縦覧に供する場所
八頭町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第 120 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業日野川左岸地区農業用排水施設、農道整備、区画整理、暗渠排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成20年3月7日から同月27日まで
- 3 縦覧に供する場所
伯耆町役場、江府町役場及び日野町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第 121 号

琴浦町が行う土地改良事業に係る田越地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成20年3月7日から同月27日まで
- 3 縦覧に供する場所
琴浦町役場
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第 122 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字蒲生字栗原1551から1553まで、1556、1562、1566、1576、字小谷1584、1586、字割岩1594、1595、字小谷口1605、1608、1613、1618、字三舟1632、1634、1637、1638、字新四郎墓1645、1647、1648、1662、字御禰谷上2585の3、字三舟山2587の1
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字蒲生字大平ル260の1（次の図に示す部分に限る。）、260の2から260の4まで、字中大平ル262の2、字又芽谷1208、字大石谷1209、1209の1、字大岩谷1210、字鍛冶谷2567から2572まで、字砥谷上2573、2574、字大山2582の1、大字馬場字家ノ上388、字湯所西平402（次の図に示す部分に限る。）、字

堰ノ内406の2、407の2、字城ノ谷411の2、字硯石ヶ谷416の4、416の5、字与吉苜尾418の2、字狼谷420の2、大字白地字猪笹奥857の5、857の6、857の34から857の38まで、字佛谷858の1から858の9まで、858の13、字桐ヶ畑谷859、859の1から859の3まで、字高平ラ860の4、字大高八861の5、字平次郎谷863の9、863の45から863の49まで、字大善坊平ラ864の1から864の9まで、字小ヤナ868の2、868の4から868の8まで、字分条869の2、869の7から869の32まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字相山字荷牛谷246の3、字亀ヶ尻奥荒堀266の1、266の2、大字白地字向山831、832、字茶屋谷833の2、834、835、字柿ヶ谷851の2、852の2、字ミノ口870の14、字亀ヶ谷874の3、字墓ノ谷902の2、大字蒲生字出合ノ上2449、2450の1、2455の1、2456の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 123 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町生山字鐘植山19の1(次の図に示す部分に限る。)、19の2から19の5まで、20、字神倉山263の1、字大田原ノ上366の2、新屋字木並谷87、88の1、字内方奥89から91まで、93から98まで、字下モ東願寺200、202から204まで、折渡字上ミ清水屋林137、字山神谷尻204、字中粟谷山395の13、395の14、字塔田林480、印賀字下モ鉦山208の1(次の図に示す部分に限る。)、字大原中倉220の17、220の21、字立石山

590の5（次の図に示す部分に限る。）、字イヤ谷1533の1から1533の3まで、字宮ノ谷奥1666、1673、1675、1676、1677の1、1677の2、1678から1687まで、1693の5、上萩山字中萩350の1、355の2、362の3、362の4、363、湯河字横内464、字小坂474、497の1から497の4まで、字家ノ上へ1071、1072、下阿毘縁字家ノ奥646、647、650、福寿実字入道ヶ塔654の1から654の5まで、654の8から654の10まで、豊栄字名谷749の2、749の3、字石鉄穴1301の1、1301の3、字名谷山1368の19、宮内字黒谷尻り762の1、字小熊井谷1155の1、1156の1、1156の2、字火消シ1186の1、字堂ノ上エ1367の1、字市ヶ代山1365の5、字場床山1368、字黒谷1475、字大塔1483の1、1483の2、字宗太ヶ塔1744の1、福万来字坊ノ奥山801、802・809の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、多里字灰谷恵比奈大入込867の27、867の56・867の57（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字灰谷笹井谷883の4、884の2、霞字曾根田885、字塔田886から889まで、字瓦山1220の1、1220の3、1221、萩原字井手口1193、字萩原家ノ上エ1253の1、三栄字地藏平ラ1219、1222の1、1225、字御明谷左平ラ1337・字下モ谷右平ラ1353の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字御明谷奥新田1524、1525の1、宝谷字糠谷林1282の2、1287の4、字向林1368の2、菅沢字上ミ峠1762、字野路尻1779、花口字大原山1989の4、阿毘縁字中倉2014の3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

折渡字上ミ清水屋林137・字山神谷尻204（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、印賀字大原中倉220の17、220の21、上萩山字中萩350の1、355の2、362の3、362の4、363、湯河字小坂497の1、497の4、豊栄字石鉄穴1301の1、1301の3、宮内字黒谷尻り762の1・字黒谷1475・字大塔1483の1・1483の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字宗太ヶ塔1744の1、多里字灰谷笹井谷883の4・884の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、霞字曾根田885、字塔田886から889まで、字瓦山1220の1、1220の3、1221、萩原字井手口1193、字萩原家ノ上エ1253の1、花口字大原山1989の4

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町萩原字カケヒナ2の4、字角原家ノ向121の3、字大峠東平200の4、200の6、字白石谷508の3、字船峠尻650の2、字大ズリ798の2、798の4、上石見字カケ54、54の1、57、59、60の1、60の2、字寺ノ上1342、阿毘縁字宮ノ谷山62の4、字二ノ谷尻下モ道上エ2122の7、字サノ谷尻り2124の1、2128、2129、字上川床山2280の2、字横屋谷山2299の2、字漆塔2507の2、2507の26から2507の33まで、字ニノ谷2978の4、上萩山字明谷右平144の42、字中萩山296の2、字中萩334、字ソリ田ノウエ1582の3、矢戸字ソフリ谷下モ平ラ170の2、字ソフリ谷171の2、171の8から171の11まで、字ソフリ谷左平ラ172の2、172の4、172の5、字吉ヶ谷262の31、262の43から262の51まで、字堂平ラ519の2、字久田間山871、字三本杉873、字名土谷上平ラ1249から1252まで、宝谷字上延命寺221、多里字上町上エ側242の3、249、字町上エ側886、887の1、887の2、888から890まで、字古市陰地891の3、佐木谷字中倉山249の2、河上字垣ノ内268、269、272の1、272の3、字北平山1330の1、湯河字横内447、字小坂495、字畑平1132、字登岩谷左平1179の2、霞字樋ヶ塔598の1、字妙見谷599の3、字段610、611の3、字牛休平ラ1206の1（次の図に示す部分に限る。）、豊栄字宮山667の1、字ブドウガ塔1221の1、字陽山1357の3、字地獄谷1404、字釜ヶ谷山1406、神福字棚ヶ谷721、花口字石塔原下タ787の1、795の1、796、三栄字地藏平ラ1228の1、字大畑ヶ1344の1、字名土谷

左平ラ1549、1550、中石見字萱ノ平ラ1230の1、字松山平1234の2、字抜戸1322の93、1322の94、字中大倉山1548の2、宮内字塚原山1318の6、1318の7、字休塔林1527の2、福塚字庄田1419の1から1419の3まで、1428、神戸上字城山1500から1502まで、1503の2、字奥小屋ノ塔2079、字上ミ白地2244の2、字寺山2263の3、2264の2、字観音山2865の3、笠木字笹間田2460、字下東仙寺2481の2、2500の1、茶屋字鉄鑄谷2860の2、字代ノ原3421の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 124 号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

倉吉市

2 事業の種類

倉吉駅地域交流拠点施設（（仮称）倉吉駅交流センター）整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 倉吉市上井字長泓及び字狭間地内

(2) 使用の部分 倉吉市上井字長泓地内

4 事業の認定をした理由

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

倉吉駅地域交流拠点施設（（仮称）倉吉駅交流センター）整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第 3 条第 32 号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当するため、法第 20 条第 1 号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

本件事業の起業者である倉吉市は地方公共団体であることから本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第 20 条第 2 号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

本件事業は、倉吉駅の橋上化と自由通路整備に伴い、これと一体的な施設として地域の交流拠点を整備するものであり、倉吉駅に隣接する利便性の高い土地（以下「本件土地」という。）に、地域の観光資源を紹介する観光案内所や情報コーナー、観光物産店舗、さらに様々なイベントにより来訪者との交流が行われる

多目的ホール、展示スペース等の施設を設けるとともに、市民生活のための行政サービスを行う市役所出張所施設を併設するために、（仮称）倉吉駅交流センターを整備するものである。

本件事業の実施により得られる公共の利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適性かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

本件土地のある倉吉駅周辺地区は、鳥取県中部地区の玄関口に位置し、地域の活性化の鍵を握る地区であり、少子化による人口減少社会を迎えるに当たり地域内外の人の交流を促進する活性化策が必要となっている倉吉市では、同地区の活性化策が必要となっている。

倉吉駅周辺地区は、鳥取県中部地区最大の交通結節点である倉吉駅の立地を活かした交流のための施設がこれまで整備されていなかったが、倉吉駅の橋上化及び自由通路の整備後も引き続き多くの人々が集まる地区となることから、来訪者に倉吉市周辺地区の魅力を印象づけ、再訪を促し、人々が集い、にぎわいのある空間の整備が必要となっている。

本件事業の施行に伴い、観光案内所、情報コーナー、多目的ホール等が整備されることにより地域の観光資源の紹介、様々なイベントの実施等来訪者との交流を図ることができるとともに、市役所窓口機能の整備により市民生活のサービス向上が図られる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者が行った調査によると、本件事業の起業地内には、周知の埋蔵文化財等の文化財の分布はなく、保護を要する絶滅危惧種及び希少種の動物の生息は確認されず、また、保護を要する絶滅危惧種及び希少種の植物の植生分布もないことから、本件事業の施行が自然環境等に及ぼす影響は軽微であると予測される。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保されること、倉吉駅に近接し来訪者の利便性が高いこと、事業費が経済的であること等を条件に、3つの土地について比較検討が行われており、本件土地が最も合理的なものと認められる。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用及び使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、倉吉駅の橋上化にあわせて整備するものであり、早期に施行する必要がある。

また、倉吉駅北地区の土地区画整理事業により地域内人口の増加が想定されることから、市役所窓口機能の整備により市民生活のサービス向上を図ることが求められている。

また、倉吉駅周辺まちづくり推進協議会等から駅利用者及び観光客の交流する空間の整備、観光情報等の発信フロアの整備並びに市役所窓口機能の整備を強く要望されており、本件事業に対する期待は大きい。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の範囲の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の実施に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

- 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
倉吉市上井 320-11
倉吉駅周辺整備事務所（J A河北支所2階）

鳥取県告示第 125 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町 566	鳥取生協病院デイサービスかがやき	鳥取市末広温泉町 252	通所介護	平成 20 年 3 月 1 日
有限会社しらゆき 代表取締役 西垣 吟枝	鳥取市青葉町三丁目 202	しらゆきデイサービスセンター	鳥取市伏野 1779-2-2	通所介護	〃

鳥取県告示第 126 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町 566	鳥取生協病院デイサービスかがやき	鳥取市末広温泉町 252	介護予防通所介護	平成 20 年 3 月 1 日
有限会社しらゆき 代表取締役 西垣 吟枝	鳥取市青葉町三丁目 202	しらゆきデイサービスセンター	鳥取市伏野 1779-2-2	介護予防通所介護	〃

鳥取県告示第 127 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
株式会社保健企画 代表取締役 中嶋 直己	鳥取市末広温泉町 461	ひまわり薬局	鳥取市末広温泉町 251	居宅療養管理指導	平成 20 年 2 月 29 日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町 566	鳥取生協病院デイケアかがやき	鳥取市末広温泉町 252	通所リハビリテーション	〃

鳥取県告示第 128 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
株式会社保健企画 代表取締役 中嶋 直己	鳥取市末広温泉町 461	ひまわり薬局	鳥取市末広温泉町 251	介護予防居宅療養管理指導	平成 20 年 2 月 29 日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町 566	鳥取生協病院デイケアかがやき	鳥取市末広温泉町 252	介護予防通所リハビリテーション	〃

鳥取県告示第 129 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成 20 年 4 月 27 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

- 1 申請のあった年月日
平成20年 2 月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ハウス・ドック
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
上野 昭二
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
東伯郡湯梨浜町大字泊529-2
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地震・風水害など天災や火災に強い地域づくり、地域防犯対策の促進拡充を図ることにより、住民の生命と財産を守る安全な生活環境を確保すること、また、高齢者などの社会的弱者へのバリアフリー化の促進拡充を図ることにより、安全で安心して暮らせる生活環境を形成することを目的とする。また、地場産業の促進をはかることにより、活力ある社会を実現することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
目的、特定非営利活動の種類及び事業

鳥取県告示第 130 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年4月21日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日
平成20年 2 月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取県ボランティア協会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
大平 高志
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市淀江町佐陀380-12
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域の連帯意識の希薄化に起因する相互扶助精神の低下等、地域社会が抱える諸問題を解決するために、広く地域住民、企業等に対してボランティア活動を行うことによって地域社会に貢献し、以て地域社会におけるコミュニケーションの創造を通じて、ボランティア精神を育成することを目的とする。

鳥取県告示第 131 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
ティーアンドディー有限会社	米子市祇園町二丁目242-82	ホームヘルパー孫の手	米子市河崎3193-1	居宅介護 重度訪問介護	平成 20 年 3 月 1 日